

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
<p>特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき。</p>	<p>1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性</p> <p>本契約は、名倉清流発電所 発電施設の構造及び状態を熟知し、既設ソフトウェアの変更、盤改造を行うことが出来る者である必要がある。</p> <p>2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明</p> <p>イビデンエンジニアリング（株）は当事務所が発注した揖電債第2601号 発電設備制作・据付工事の受注者であり、また供用開始以来、揖斐川町から保守管理業務を受注していることから、施設の構造及び状態を熟知している。</p> <p>また、他者による施設の改造は、責任の所在が不明となる恐れがある。</p> <p>よって本工事を実施できるのは、イビデンエンジニアリング（株）しかない。</p>

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。